

訪問入浴介護 重要事項説明書

〔令和 6 年 7 月 1 日 現在〕

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社リライアブルパーソンズ
代表者役職・氏名	代表取締役 藤田 恵美
本社所在地	埼玉県三郷市彦成二丁目9番地7
電話番号	048-959-4163
法人設立年月日	平成24年12月25日

2 サービスを提供する事業所の概要

（1）事業所の名称等

名 称	にこりんの湯 笑
事 業 所 番 号	訪問入浴介護 (指定事業所番号 117110)
所 在 地	〒343-0111 埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2432-1
電 話 番 号	048-991-4788
F A X 番 号	048-991-4766
通常の事業の実施地域	松伏町、吉川市、越谷市、三郷市、春日部市、野田市、流山市、柏市

（2）事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで (12月29日から1月3日までを除く。)
営業時間	午前8時30分から午後17時30分まで

（3）事業所の勤務体制

※職員の配置については介護保険法の規程を遵守しています

職 種	業務内容	人數(以上)	備考
管 理 者	・従業者と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	1 人	看護職員と兼務
看 護 職 員	・居宅サービス計画に基づき、訪問入浴介護のサービスを提供します。 ・入浴前後の利用者の心身の状況の把握のため、バイタルチェック（体温、血圧・心拍数の測定など）を行います。	1 人	
介 護 職 員	・居宅サービス計画に基づき、訪問入浴介護のサービスを提供します。	2 人	非常勤を含む
サービスの提供の責任	・1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2人をもって行うものとし、これらの者のうち1人を当該サービスの提供の責任者とします。		

3 サービス内容

サービスの提供開始にあたり「居宅サービス計画」に基づきサービス内容等の検討を行い、計画的にサービス提供を実施します。

サービスの種類	サービスの内容
全身入浴	利用者ご自宅に訪問入浴車にてお伺いし、訪問した職員にて入浴の介助をいたします。
清拭 または 部分浴	上記入浴が健康状況等により可能でない場合、清拭または部分浴にて替えることがあります。

4 利用料、その他の費用の額

(1) 訪問入浴介護の利用料

① 基本利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用の1割、2割または3割の額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

※地域区分別 1単位の単価（6級地）10.42円

訪問入浴介護費	サービス種類 (要介護度による区分なし)	基本 単位数	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
	全身入浴 (看護職員1名 及び 介護職員2名で実施した場合)	1,266	13,191円	1,320円	2,639円	3,958円
	清拭 または 部分浴 (看護職員1名 及び 介護職員2名で実施した場合)	1,139	11,868円	1,187円	2,374円	3,561円

② 加算料金

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	単位数 (1単位10.42円)	基本 利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	200	2,084円	209円	417円	626円

※ 初回加算は、新規利用者の居宅を訪問し、訪問入浴介護の利用に関する調整を行った上で、初回の訪問入浴介護を行った場合に算定します。

③ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)

1ヶ月あたりのサービス利用料金の合計額（基本利用料+加算料金）に、別途7.9%相当の介護職員等処遇改善加算が加わります。

介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算で、区分支給限度基準額の対象外となります。

(2) 交通費

通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護等に要した交通費も無料とする。

(3) キャンセル料

利用予定日の直前にキャンセルをした場合は、キャンセル料をいただきます。ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は請求しません。なお、サービスの利用を中止する場合には、至急、御連絡ください。

利用日の前日 17 時までの連絡があった場合	無料
利用日の当日までに連絡がなかった場合	当該基本料金の 30 %の額

(4) その他

利用者の居宅でサービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担となります。

5 利用者負担額、その他の費用の請求及び支払方法

(1) 請求方法

- ① 利用者負担額、その他の費用は利用月ごとの合計金額により請求します。
- ② 請求書は、利用月の翌月 15 日までに利用者あてにお届けします。

(2) 支払い方法等

- ① 請求月の 25 日までに、下記のいずれかの方法でお支払いください。
 - ・利用者が指定する口座からの自動振替
 - ・指定する口座へのお振込み
 - ・現金によるお支払い
- ② お支払いを確認しましたら、領収証をお渡ししますので、必ず保管してください。
(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります)

6 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、地域包括支援センター又は居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 三井住友海上火災保険株式会社
保険名 賠償責任保険

9 虐待防止に関する対策

利用者的人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じます。

- (1) 従業者に対し、虐待を防止するための研修を実施します。
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備を行います。
- (3) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10 身体拘束について

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとします。

やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上、利用者又はその家族に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

11 衛生管理について

事業所において感染症等が発生し、またはまん延しないように、次の措置を講じます。

- (1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (4) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修を実施します。

12 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問入浴介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13 サービス提供に関する相談、苦情

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ① サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。

- ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。
- ア、居宅介護支援事業所へ報告（情報の共有）
 - イ、情報の聞き取りや必要に応じて訪問を実施し、事実確認をする
 - ウ、利用者の立場を考慮し要因分析をする
 - エ、対応の検討をし、それについて利用者・家族の理解を得る
 - オ、対応方法の決定に基づき、利用者・家族及び必要応じて関係者へ連絡する
 - カ、実践後、結果確認をする
 - キ、記録を5年保存し、サービス向上のため活用する

(2) 苦情相談窓口

担当	管理者 藤原 美香
電話番号	048-991-4788
受付時間	午前9時から午後17時まで
受付日	月曜日から土曜日まで (12月29日から1月3日までを除く。)

市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

松伏町 いきいき福祉課	048-991-1882
吉川市 長寿支援課	048-982-5118
越谷市 介護保険課	048-963-9305
三郷市 長寿いきがい課	048-953-1111
春日部市 高齢者支援課	048-736-1111
野田市 高齢者支援課	04-7123-1092
流山市 高齢者支援課	04-7150-6080
柏市 高齢者支援課	04-7168-1996
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 苦情対応係	048-824-2568
千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係	043-254-7428

14 サービスの利用に当たっての留意事項

サービスのご利用に当たってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 看護職員が、健康チェック（血圧・脈拍・体温の測定）等の結果、利用者の入浴ができないと判断した場合は、家族からご希望があれば清拭もしくは部分浴を実施します。その際、主治医に判断を仰ぐことがありますのでご了承ください。
- (2) 利用者に感染症の疾患等が認められた場合、医療機関の指示・指導のもと職員が感染予防具を着用し対応させていただくことがありますのでご了承ください。

- (3) 入浴車から浴槽へ湯水を送ることについて、ご自宅の水道及び電源を使用させていただきます。また、お風呂場等に排水させていただきますのでご了承ください。
- (4) 以下の行為については、職員が行うことは禁止されていますのでご了承ください。
- ① 訪問入浴介護等の提供時に必要でない処置（医療行為含む）
 - ② 毛染めなどの理美容に関わる行為
 - ③ 訪問入浴車に同乗させる行為
 - ④ 訪問入浴介護等に該当しないサービス行為
 - ⑤ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
 - ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- (5) 金品や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (6) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- (7) 第三者評価の実施はしていません。